

【事案Ⅲ－6】火災共済金請求

・2020年11月10日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2018年9月30日の台風24号で被災した動産の損壊（風災）について、損害共済金10,320,000円（建物①内の動産である什器・機械につき1,000,000円および製品・原材料につき4,320,000円、建物②内の動産である什器・機械につき5,000,000円）を支払えとして、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

台風24号で被災した動産の損壊について、損害共済金10,320,000円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

台風24号により、建物（①および②）が強横風、横大雨の被害を受け、本件各動産が使用不能となったものであり、これにより生じた損害について、被申立人は火災共済金の支払義務を負う。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

建物①の「鉄骨造倉庫」の損害は、建物西面の外壁灯り取り部分のポリカーボネート板2箇所における亀裂およびフックボルトの外れである。当該損害箇所からの雨水の流入により建物内の什器・材料に水濡れの損害が生じることは考えにくく、什器・材料に水濡れの損害を生じたとすれば外壁を有しない建物東面からの横雨の吹き込みによるものであると現場実調を鑑み蓋然的に判断される。すなわち、本件約款・事業規約に規定する風災ではないことから共済金は発生しない。

建物②の「木造倉庫」には損害は生じておらず、建物の修理見積書の示す被害物件は付属車庫のことであり、共済契約対象外であると解される。つまり、当該動産の請求について、收容されている建物自体に損害が生じていないことから本件約款・事業規約上の支払事由を満たすものではないため共済金は発生しない。加えて、申立人の動産の請求については、被災証拠写真も無く、資産台帳等による管理もされておらず被災物は処分したという主張であり、本当にそれらが事故直前まで現存していたか確認できないことも念頭に置き、前述の事実と約款上の解釈に鑑み、上記結論に至った。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない。」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 建物①の「鉄骨造倉庫」に収容された動産に生じた損害について

証拠書類として提出された鑑定書などによれば、建物①には、台風 24 号に伴う強風により「風災」が生じており、建物西側の外壁灯り取りポリカ 2 箇所において亀裂やフックボルト外れが生じたものと認めることができる。

しかしながら、これらの亀裂やフックボルトの外れはいずれも軽微であり、この隙間から大量の雨水が流入して、建物内の什器・材料等に申立人主張の損害が生じたとは考えにくく、むしろ動産被害は建物①の外壁のない東面から横雨が吹き込んだことによるものとみるのが合理的である。これらの事実からすれば、約款・事業規約に定める共済金の支払事由（「風災」により建物の外側の部分が破損し、内側に吹き込むことによって生じた損害に限る。）が発生したということはできず、被申立人は共済契約に基づく共済金の支払義務を負わないというべきである。

(2) 建物②の「木造倉庫」に収容された動産に生じた損害について

証拠書類として提出された鑑定書などによれば、建物②の南面に設置された付属車庫には、台風 24 号に伴う強風により「風災」（外壁ポリカ波板の捲れや割れ、穴開き等）が生じているが、共済契約証書上、この付属車庫は共済の対象には含まれない。他方、鑑定書によれば、建物②には損害が生じていないとされ、他に建物②に損害が生じたとする証拠は提出されていない。これらの事実からすれば、約款・事業規約に定める共済金の支払事由が発生したということはできず、被申立人は共済契約に基づく共済金の支払義務を負わないというべきである。